

令和2年度 第1回

高知市障害者計画等推進協議会 資料

目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	．．．	P. 1
高知市障害者計画等推進協議会条例	．．．	P. 2
計画推進のための重点施策	．．．	P. 4
＜報告・協議事項＞		
1 障害者計画・障害福祉計画・障害児計画 （平成 30～32 年度）の成果と課題	．．．	P. 5
2 第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画に 係る基本方針について	．．．	P. 22

高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	所属	氏名
1	高知市手をつなぐ育成会 副会長	竹岡 京子
2	NPO 法人 高知県難病団体連絡協議会 理事長	竹島 和賀子
3	NPO 法人 高知市身体障害者連合会 会長	中屋 圭二
4	高知市精神障害者家族会連合会 会長	松尾 美絵
5	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部 講師	河内 康文
6	NPO法人 ワークスみらい高知発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ 施設長	石元 美佐
7	(社福)てくところ会 自立訓練施設 施設長	小川 泰子
8	NPO 法人 ブルースター 就労サポートセンターかみまち 所長	澁谷 文香
9	(社福)高知市社会福祉協議会 事務局長	中西 弘行
10	(社福)高知小鳩会 あじさい園障害者相談支援事業所 相談支援課長	中森 勇人
11	(社福)ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長	西岡 由江
12	(社福)昭和会 法人本部長	山本 博之
13	公募委員	小嶋 友乃
14	公募委員	松岡 健一
15	高知大学教育学部附属特別支援学校 教諭	宇川 浩之
16	(社福)太陽福祉会 高知障害者就業・生活支援センターシャイン 所長	松本 郁夫
17	高知市民生委員児童委員協議会連合会 大津地区会長	田所 稔
18	高知県地域福祉部障害保健支援課 課長	山岡 正文

●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

平成29年10月1日改正

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
 - (4) 市民
 - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
 - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
 - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

計画推進のための重点施策

<基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに
支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

<施策区分>

生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～

1 新たな相談支援体制の構築【体系2-1】

2 生活支援サービスの充実【体系2-2】

多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

3 適性に応じた就労と職場定着への支援【体系3-1】

療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～

4 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実【体系4-2】

1 障害者計画・障害福祉計画・
障害児福祉計画（平成30～32年度）
の成果と課題

【重点施策1】新たな相談支援体制の構築（体系2-1）

基幹相談支援センター設置

【高知市の相談支援体制】

- ① 基幹相談支援センター^{（新）}
：平成31年4月開設（障がい福祉課内）
- ② 障害者相談支援事業
：東西南北4地域4法人に委託（障害者相談センター）
- ③ 指定相談支援事業所
：令和2年5月現在36事業所

従来の相談支援体制の課題

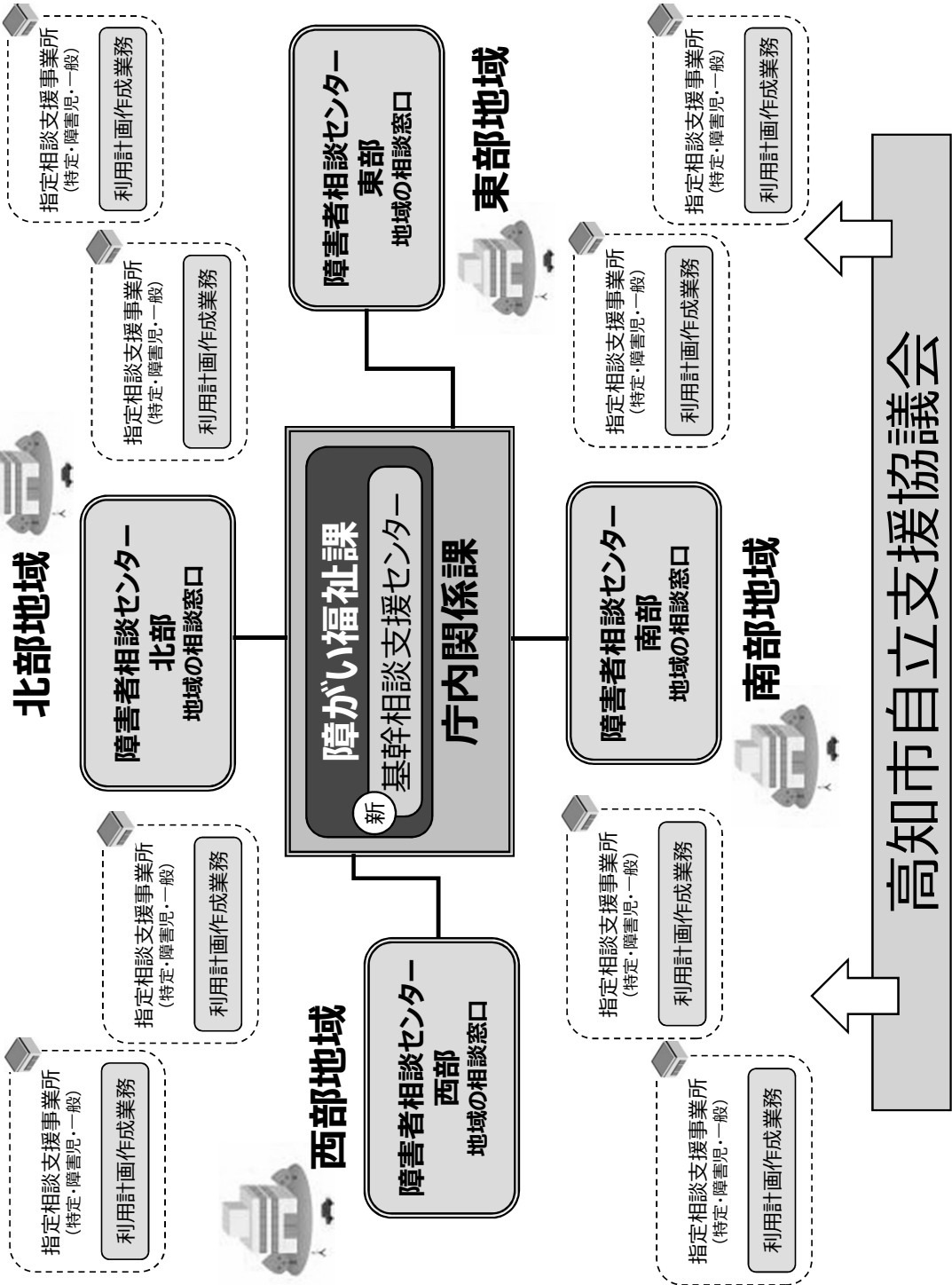
- ・解決が困難な事例への対応に難渋
- ・相談支援専門員の多くが少数職場
→スキルや経験が蓄積しづらい
- ・未経験分野や専門知識を有する事例への苦手意識
- ・地域の社会資源等への関与が不十分 等

平成31年度に
基幹相談支援センターを設置する方針

基幹相談支援センターの機能

（自立支援協議会で協議）

- ・【重点①】地域の相談支援体制の強化
（人材育成・困難ケース支援）
- ・【重点②】地域ネットワークの構築
- ・【重点③】自立支援協議会・各校討会の事務局
- ・権利擁護/虐待防止センター
- ・地域移行・地域定着
- ・その他



【重点施策 1】 新たな相談支援体制の構築（体系2-1）

総括

- ・基幹相談支援センター設置をはじめとする計画で掲げた取組は達成

次期計画に向けた課題

- ・相談支援専門員の質の向上
- ・地域ネットワークの構築

【重点施策2】生活支援サービスの充実（体系2-2）

地域生活支援拠点の整備（厚労省資料）

地域における居住支援に求められる機能について

○ これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

市町村は・・・

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

第5期障害福祉計画期間中に
地域生活支援拠点を1か所以上整備



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

高知市の経緯と今後の方向性

- ・ 5つの機能別に本市の現状及び課題について自立支援協議会で検討
- ・ 「緊急時の受け入れ・対応」のため、の短期入所整備を重点に掲げ、面的整備を方針とする
- ・ さらなる生活支援サービスの充実に向け、自立支援協議会での協議継続→第5期障害福祉計画期間中に拠点整備を目指す

高知市のサービス提供基盤

- | | |
|---------------------|------------|
| 短期入所・・・ | 8事業所 |
| グループホーム・・・ | 定員477名 |
| 生活介護（入所施設・共生型除く）・・・ | 定員312名 |
| 障害者支援施設・・・ | 4施設・定員192名 |
| 基幹相談支援センター・・・ | 直営1か所 |
| 指定相談支援事業所・・・ | 37事業所 |

医療的ケア・強度行動障害の方に対するサービス提供体制に課題

指定状況（共同生活援助・短期入所）

平成31年度第2回自立支援協議会資料

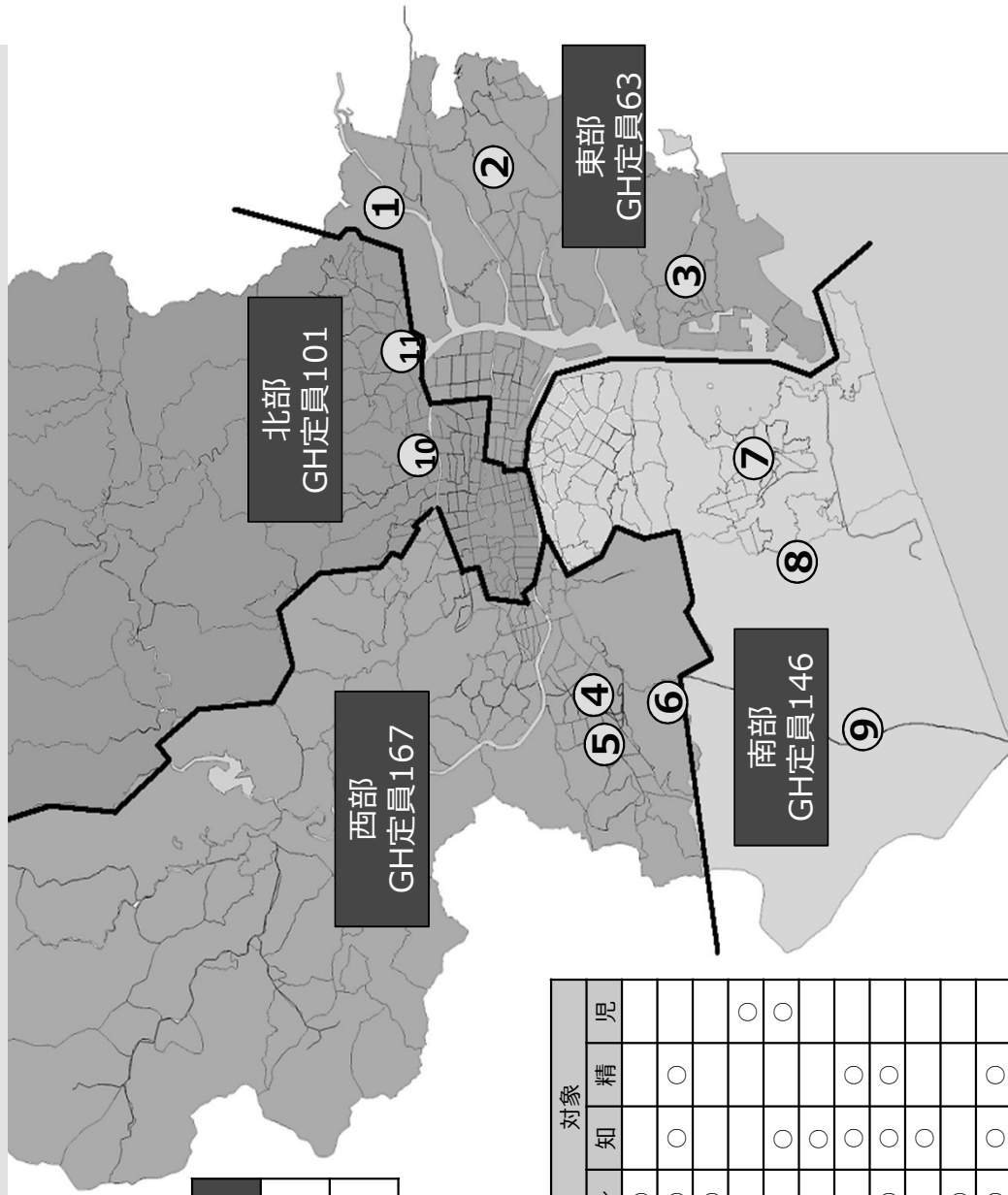
(1) 共同生活援助（GH）

H27.12末		R1.11.27現在	
事業所数	23	25	定員数
定員数	424	477	

(2) 短期入所

No.	名称	定員	併設	空床	対象		
					身	知	児
1	短期入所生活介護事業所グランポータル	10	○		○		
2	短期入所事業所にじいるホーム介良	1	○		○	○	○
3	アドレス・高知	3	○		○		
4	高知県立療育福祉センター	8	○	○			○
5	独立行政法人 国立病院機構高知病院	-		○		○	○
6	福祉牧場 おおなる園	2	○			○	
7	てくとこ・せと	2	○	○		○	○
8	高知ハビリテ-リングセンター	2	○	○		○	○
9	あじさい園短期入所事業所	-		○		○	
10	短期入所生活介護事業所あさみの里	-		○		○	
11	短期入所生活介護事業所 絆の広場	20	○	○	○	○	○

※ 5・9・10の施設については、空床利用のため定員はない



【重点施策 2】生活支援サービスの充実（体系 2-2）

総括

- ・障害福祉サービスの利用者数・給付額は増加。
- ・放課後等デイサービスや就労継続支援 B 型、共同生活援助については指定事業所数の増加がみられ、基盤整備が進捗。
- ・一方、短期入所や重度の障害者を対象とした通所サービスの拡充は困難であった。

次期計画に向けた課題

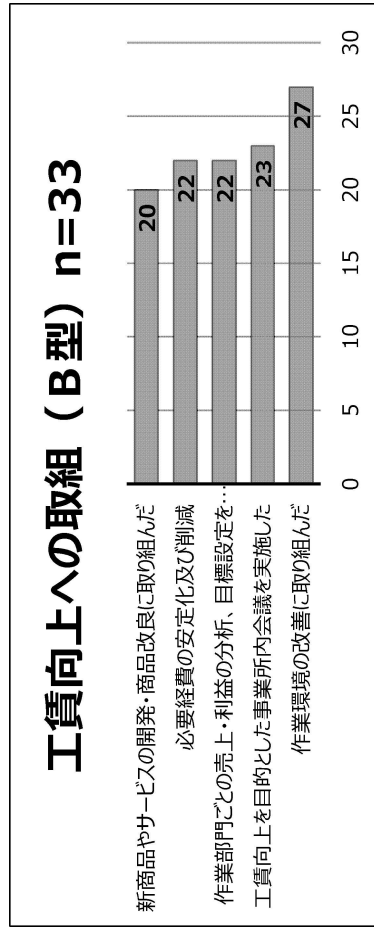
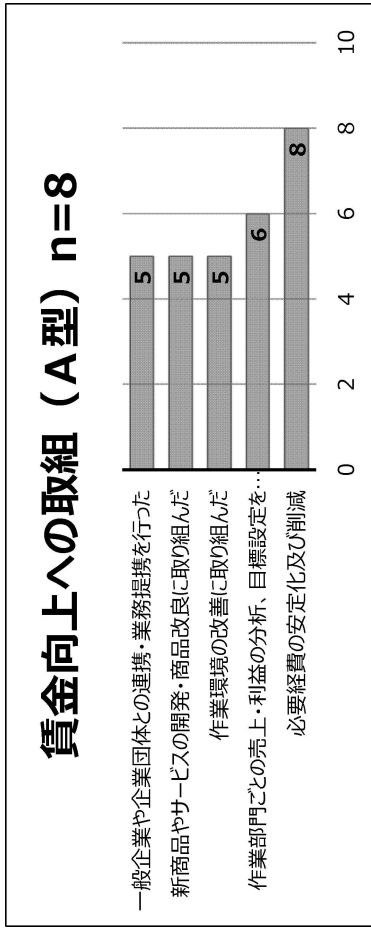
- ・多様なニーズに応じた支援体制の整備及び資質向上、ネットワーク構築。
- ・医療的ケアや強度行動障害を有する方へのサービス基盤整備。

【重点施策3】 適性に応じた就労と職場定着への支援（体系3-1）

- 市内就労支援事業所向けのアンケート及び報告会の開催

【アンケート報告会】

就労支援事業所・特別支援学校・中小企業家同友会に対し、就労検討会として令和元年11月に報告会を開催



事業所が感じる課題について

	就労移行	A型	B型	合計
① 利用者の成長促進	71%	75%	73%	73%
② 利用者の確保	42%	25%	61%	52%
③ 生産を通じた実践	14%	50%	67%	56%
④ 賃金・工賃向上	14%	13%	82%	60%
⑤ 関係機関との連携	42%	75%	30%	40%
⑥ 職員の質の向上	57%	38%	91%	77%
⑦ 職員の確保	71%	75%	64%	67%
⑧ 職員の賃金等	42%	63%	64%	60%
⑨ 制度に乗らないニーズへの対応	100%	63%	42%	58%

アンケートを通じて
見えてきた課題

本人の生活面

賃金・工賃向上

人材育成

【重点施策3】 適性に応じた就労と職場定着への支援（体系3-1）

- 就労支援事業所の指定（平成30年4月→令和2年4月の事業所数）

就労移行支援・・・	9事業所	→	8事業所
就労定着支援・・・	0事業所	→	4事業所
就労継続支援A型・・・	12事業所	→	14事業所
就労継続支援B型・・・	39事業所	→	42事業所
- 企業等との連携
 - ・ 平成30年7月、令和元年11月 中小企業家同友会との意見交換会
 - ・ 高知市農福連携研究会（令和元年度発足）への参加 2回
 - ・ 県主催の障害者雇用促進セミナー等への参加

【重点施策3】 適性に応じた就労と職場定着への支援（体系3-1）

総括

・継続的な検討の場を設け、課題整理とネットワークの構築について取組を進めることができた。

次期計画に向けた課題

・就労支援事業所・特別支援学校・中小企業家同友会等とのネットワークの深化。
・農福連携の推進。

【重点施策4】保育・教育における集団生活のなかでの

一人ひとりの発達に応じた支援の充実（体系4-2）

（1）就学前の支援の充実

- 特別支援保育の必要性の見直し判定

障害者手帳や特別児童扶養手当受給の等級にかかわらず、一人ひとりに対し特別支援保育の必要性を面接と調査票に基づき、毎年度見直し判定を実施。

	平成30年度 A	令和元年度 B	B-A
面接実施児童数	278人	259人	△19人

- 特別支援担当保育士の配置

	平成30年度 A	令和元年度 B	B-A
特別支援担当配置児童数	151人	174人	23人
特別支援保育士数	116人	130人	14人

- 子ども発達支援センターによる、保育所等訪問保護者や保育所等からの相談をうけ、発達に不安のある子どもの様子を見立て、子どもへの関わり方や環境調整等の助言。

	平成30年度 A	令和元年度 B	B-A
延人数	262人	251人	△11人

- 就学相談
特別支援担当保育士が配置されている年長児及びそれ以外にも保護者が相談を希望する年長児を対象。

	平成30年度 A	令和元年度 B	B-A
就学相談	266人	242人	△24人

- 個別移行支援計画や保育要録の活用
個別移行支援計画を作成した年長児については、就学先の学校と保護者と保育所等での引継ぎ会を実施。個別移行支援計画の作成のない年長児についても、個別の支援が必要な場合は、書面・口頭での引継ぎを実施。

○高知市の統計データ（参考）

No.	項目	平成30年度 A	令和元年度 B	B-A	B/A
1	0～5歳児童数	15,627	15,216	△411	97.37%
2	年長児（5歳）数	2,709	2,659	△50	98.15%
3	保育所入所児童数	8,788	8,657	△131	98.51%

総括

- ・0～5歳児童数の減少に伴い，各児童数や相談件数も減少傾向にある。
- ・特別支援にかかると保育士の配置については，平成30年度より制度の見直しを行い，特別支援担当者による個人配置での支援だけでなく，保育所等に特別支援加配保育士を配置することによって，環境づくりやクラス担当との連携のもと，手厚く支援ができる体制づくりができるようになってきている。
- ・障害の有無にかかわらず，支援の必要な子どもへ適切な支援ができるよう，関係機関が連携を取りながら就学前の支援を行う体制が整ってきている。
- ・児童発達支援における質の高い支援の提供に向けて取組を開始することができた。

次期計画に向けた課題

- ・保護者，保育所等，学校，児童発達支援等関係機関との連携の強化

(2) 学校教育の支援の充実

● 就学への移行支援体制の充実

就学相談を実施した年長児については、「個別移行支援計画」が保育所等において作成し、就学先との引継ぎを100%実施。小学校等から中学校等（義務教育学校後期含む。）へ、中学校等から高等学校への移行についても、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」、支援引継ぎシート等で引継ぎを行うよう、定例校長会等を通じて周知していき、支援の引継ぎの充実に努めた。

● 特別支援学級の充実

特別支援教育学校コーディネーター研修会及び担当者会を年間3回実施することとし、校内を通じて必要な情報の発信や、障害者差別解消法の施行にともなう合理的配慮の実施についても発信した。

医療的ケアの必要な児童生徒への看護師配置については、医療的ケア対象の児童が小学校へ入学する場合、令和元年度から、予算化をして対応できるように取組を開始している。

● 通常の学級における特別支援教育の充実

平成30年度、令和元年度ともに、特別支援学級だけでなく通常の学級に在籍している発達障害等の診断判断のある児童生徒への「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率は約86%であった。

また令和元年度から、「特別支援教育相談充実事業」がスタートし、87件の教育相談があった。

● 教員の資質向上（校内支援体制の充実）

平成30年度から特別支援学級担任教員への支援として、特別支援教育スーパーバイザーを配置し「特別支援学級サポート事業」を開始した。

また、初めて特別支援学級担任となった教員に対しては、「新任特別支援学級担任研修会」を年度当初に3回実施しており、特別支援学級担任として必要な知識や情報を学んでいけるように取り組んでいる。

総括

- ・就学相談を実施した年長児の小学校等への移行については「個別移行支援計画」を100%作成しており、引継ぎ会についても、保育所等と小学校等との間でスムーズに実施されている。
- ・小学校等から中学校等への引継ぎ等の支援体制も確立できている。
- ・課題であった中学校等から高等学校への引継ぎについても、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」、支援引継ぎシート等で引継ぎの意義や必要性を啓発していくことで、その数は増加してきている。
- ・「特別支援教育相談充実事業」については、知能検査等の結果を保護者や学校と共有し、児童生徒の困り感や支援方法について確認することができた。そこから通級指導教室への相談や特別支援学級への入級につながるなど、丁寧な対応を行うことができた。

次期計画に向けた課題

- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率の向上
- ・中学校等から高等学校への支援の引継ぎ
- ・関係機関との連携の強化

(3) 放課後・長期休暇への支援内容の充実

- 質の高いサービスの提供に向けての取組
令和元年度に事業所の児童発達支援管理責任者との連絡会を開始。
- 放課後児童クラブの支援員の資質向上
児童クラブの特別支援担当者に向けては、研修会を年間3回実施。必要に応じて子ども発達支援センターと連携し、クラブ内の環境調整を図った。

総括

- ・令和元年度に資質向上に向けた検討の場として児童発達支援管理責任者との連絡会を開始したが、具体的な取組をするまでには至っていない。
- ・研修によるスキルアップや現場に応じた環境調整など、支援の質の向上に努めることができている。

次期計画に向けた課題

- ・児童発達支援管理責任者との連絡会を中心に、その他関係機関を巻き込んだ資質向上及びネットワークの構築

(4) 卒業後に向けた支援の強化

- ・令和元年度より相談支援事業所・特別支援学校を交えた卒業後に向けた連携に向けての検討会を開催。
- ・特別支援学校の個別支援会議・進路相談会への参加。
- ・高等部2年生時での就労アセスメントの実施（就労継続支援B型利用）。

総括

- ・特別支援学校との連携は概ね整ってきている。

次期計画に向けた課題

- ・相談支援事業所や就労支援事業所等の関係機関との連携の強化

2 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画に係る 基本指針について

(令和2年5月19日付け厚生労働省告示より抜粋)

1 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

- 障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく計画で、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画です。
- 障害児福祉計画については、児童福祉法に基づくものですが、考え方は障害福祉計画と同様に、障害児通所支援及び相談支援の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画です。
- この計画は、国が示す基本指針に則して策定することとされています。
- 計画期間はそれぞれ3年間。障害福祉計画は平成18年度から、障害児福祉計画は平成30年度から作成が義務付けられました。

※障害者計画

障害者基本法に位置付けられた「障害者計画」は、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める計画です。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

(1) 基本指針の見直しの主なポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑧ 障害者の社会参加を支える取組
- ⑨ 障害福祉サービス等の質の向上
- ⑩ 福祉人材の確保



詳細次ページ以降

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

① 地域における生活の維持及び継続の推進

入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。（※市町村にも適用されるかは未定。）

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。
- 定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に占めた基本報酬）に合わせて設定することとする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ・ 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ・ 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ・ 高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス等の確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができて医療機関等を確保することが重要であること。

⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であること。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ること。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること。
 - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であること。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること。
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があること。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であること。

⑧ 障害者の社会参加を支える取組

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化艺术活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進すること。
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができることを社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があること。

⑨ 障害福祉サービス等の質の向上

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

⑩ 福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であること。

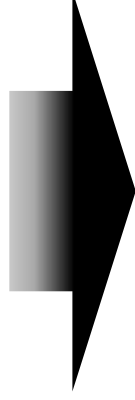
2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

(2) 成果目標の見直しの概要

① 施設入所者の地域生活への移行

現状

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が令和2年度末までに地域生活に移行することを基本とする。
- 平成28年度末時点の施設入所者数を令和2年度末までに2%以上削減することを基本とする。



変更案

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状

- 令和2年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数（県目標）
1年以上の長期入院患者 H28.6月末1,820人→令和2年度末1,757人（高知県目標）
- 精神病床における早期退院率（県目標）：3か月時点69%以上、6か月時点84%以上、12か月時点90%以上とすることを基本とする。

変更案

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本とする。（新規）
- 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
令和5年度末の全国の数値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇：3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、12か月時点92%以上とすることを基本とする。
(※それぞれ市町村目標として設定されるかは未定。)

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

現状

- 令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。



変更案

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

④ 福祉施設から一般就労への移行

現状

- 令和2年度中に平成28年度実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
- 令和2年度末における就労移行支援の利用者数が平成28年度末の利用者数から2割以上増加することを目指す。
- 令和2年度末において、就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

変更案

- 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。(後半部分は新規)
- 令和5年度中に就労移行支援の利用者が令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型及びB型の利用者数についてそれぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととする。(新規)
- 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

⑤ 障害児支援の提供体制の整備

現状

- ・ 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・ 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ・ 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和元年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。

変更案

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること。（新規 但し県目標）
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保すること。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーデイネーターを配置すること。（下線部新規）

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

⑥ 相談支援体制の充実・強化等（新規）

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施することを基本とする。

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

- 令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

(3) 活動指標

以下のサービスについて、現に利用している者の数やニーズ等を踏まえ、利用者数、利用時間数、利用日数等の見込み量を設定

- ① 相談支援
計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援
- ② 障害児通所支援
児童発達支援，医療型児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援
- ③ 障害福祉サービス
各訪問系サービス，日中活動系サービス，居住系サービス
- ④ 地域生活支援事業
移動支援事業，日中一時支援事業，訪問入浴等